

## 介護報酬単位の見直し案

(変更点は下線部)

現	行	改	正	案
<p>○ 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十二年厚生省告示第二十二号）</p> <p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生大臣が定める一単位の単価を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。</p> <p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）第二号、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第一百二十六号）第二号、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）第二号、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）第二号、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第一百二十七号）第二号、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第一百二十八号）第二号及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第一百二十九号）第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価は、</p>	<p>○ 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十二年厚生省告示第二十二号）</p> <p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生大臣が定める一単位の単価を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。</p> <p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）第二号、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第一百二十六号）第二号、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）第二号、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）第二号、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第一百二十七号）第二号、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第一百二十八号）第二号及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第一百二十九号）第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価は、</p>			

十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス、同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行う事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行う介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	サービス種類	割合
特別区	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千
訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護予防訪問看護	千分の千四 十八	割合

十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス、同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行う事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行う介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	サービス種類	割合
特別区	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千
通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス	千分の千六 十八	割合

特 甲 地			
千分の千		千分の千七	
	<p>介護予防訪問リハビリテーション</p> <p>介護予防通所リハビリテーション</p> <p>介護予防短期入所生活介護</p> <p>介護予防短期入所療養介護</p> <p>訪問介護</p> <p>訪問入浴介護</p> <p>通所介護</p> <p>特定施設入居者生活介護</p> <p>夜間対応型訪問介護</p> <p>認知症対応型通所介護</p> <p>小規模多機能型居宅介護</p> <p>認知症対応型共同生活介護</p> <p>地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>居宅介護支援</p> <p>介護予防訪問介護</p> <p>介護予防通所介護</p> <p>介護予防訪問入浴介護</p> <p>介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>介護予防支援</p>		

特 甲 地			
千分の千		千分の千八	
	<p>介護予防通所介護</p> <p>介護予防短期入所生活介護</p> <p>介護予防短期入所療養介護</p> <p>介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>訪問看護</p> <p>訪問リハビリテーション</p> <p>通所リハビリテーション</p> <p>認知症対応型通所介護</p> <p>小規模多機能型居宅介護</p> <p>介護予防訪問看護</p> <p>介護予防訪問リハビリテーション</p> <p>介護予防通所リハビリテーション</p> <p>介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>訪問介護</p> <p>訪問入浴介護</p> <p>居宅介護支援</p> <p>夜間対応型訪問介護</p> <p>介護予防訪問介護</p> <p>介護予防訪問入浴介護</p> <p>介護予防支援</p>		
千分の千	五	千分の千八	

訪問看護

訪問リハビリテーション

通所リハビリテーション

短期入所生活介護

短期入所療養介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護福祉施設サービス

介護保健施設サービス

介護療養施設サービス

介護予防訪問看護

介護予防訪問リハビリテーション

介護予防短期入所生活介護

介護予防短期入所療養介護

訪問介護

訪問入浴介護

通所介護

特定施設入居者生活介護

夜間対応型訪問介護

認知症対応型通所介護

小規模多機能型居宅介護

認知症対応型共同生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護

居宅介護支援

介護予防訪問介護

介護予防通所介護

介護予防認知症対応型通所介護

介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防認知症対応型通所介護

介護予防認知症対応型通所介護

千分の千四  
十

千分の千六  
十

通所介護  
短期入所生活介護  
認知症対応型共同生活介護  
短期入所療養介護

特定施設入居者生活介護  
地域密着型特定施設入居者生活介護  
介護福祉施設サービス

介護保健施設サービス

介護療養施設サービス

介護予防通所介護

介護予防短期入所生活介護

介護予防短期入所療養介護

介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

訪問看護

訪問リハビリテーション

通所リハビリテーション

認知症対応型通所介護

小規模多機能型居宅介護

介護予防訪問看護

介護予防訪問リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーション

介護予防認知症対応型通所介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

千分の千四  
十五

千分の千五  
十五

千分の千七  
十

		甲地	
介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防支援	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防支援
訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 介護療養施設サービス 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防支援
千分の三十一 六	千分の十二 十四	千分の千 千分の千二	

		甲地	
夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防支援	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防支援
訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 夜間対応型訪問介護 訪問介護 訪問入浴介護 特定施設入居者生活介護	通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防支援
千分の千三 十三	千分の千二 十七	千分の千 千分の千二	

		乙地	
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護	介護予防訪問入浴介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防支援	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防訪問看護
千分の千十 二	千分の千 一	乙地	

		乙地	
小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	訪問介護 訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防支援	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス
千分の千四 十二	千分の千二 十三	乙地	

その他	介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所りハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護
すべてのサービス	訪問介護 通所介護 特定施設入居者生活介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防支援
千分の千	八 千分の千十

その他	介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
すべてのサービス	訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防支援
千分の千	千分の千二 十八 千分の千三 十五

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

表 (略)

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成十八年四月一日において示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十一年四月一日において示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。